

令和6年度過重労働解消キャンペーンの概要

1 実施期間

令和6年11月1日（金）から11月30日（土）まで

2 具体的な取組

（1）労使の主体的な取組を促します

過重労働解消キャンペーンの実施に先立ち、使用者団体や労働組合に対し、傘下の企業及び労働組合において長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組及び大企業・親事業者（以下「大企業等」という。）の長時間労働の削減等に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止の取組等が実施されるように積極的な周知・啓発等についての協力要請を行います。

（2）労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換を実施します

過重労働解消に向けた機運の醸成を図るため、徳島労働局長が、地域において、取引先と協力して長時間労働削減に向けて積極的に取り組んでいる企業やそれに協力する取引先等との意見交換を行い、当該企業の長時間労働の削減に向けた取組事例を収集するとともに、労働局のホームページなどを通じて地域に紹介します。

【報道関係者に公開します。】※実施年月日など詳細は、別途、発表します。

（3）長時間労働が行われていると考えられる事業場等に対する重点監督を実施します

以下の事業場等に対して、重点監督を実施します。

- ア 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場や各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場等
- イ 労働基準監督署及びハローワークに寄せられた相談等から、離職率が極端に高いなどの問題があると考えられる事業場等

（4）過重労働相談受付集中期間に、「過重労働解消相談ダイヤル」を実施します

11月1日（金）から11月7日（木）まで（1日、5日、6日、7日）を**過重労働相談受付集中週間**とし、徳島労働局、各労働基準監督署の相談窓口において、過重労働解消に係る相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けます。

11月2日（土）に、下記相談窓口にて電話及びSNS（LINE）による特別労働相談を実施します。

●過重労働解消相談ダイヤル

[電話番号] 0120-794-713（フリーダイヤル なくしましょう 長い残業）

[実施日時] 令和6年11月2日（土）9：00～17：00

※労働基準監督官が相談に対応します。

●SNS (LINE) 相談

[相談先] <https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline/>

[実施日時] 令和6年11月2日(土) 9:00~21:00

※労働条件相談ほっとラインの相談員が相談に対応します。

また、過重労働相談受付集中期間を含め、下記の窓口にて労働相談等に対応する体制を設けています。

過重労働等に関する悩みや疑問がありましたらご連絡ください。

●相談窓口

ア 徳島労働局、各労働基準監督署(開庁時間 平日8:30~17:15)

イ 労働条件相談ほっとライン【委託事業】

平日夜間・土日祝日に無料で相談を受け付けています。

[電話番号] 0120-811-610 (フリーダイヤル)

[受付時間] 月~金 17:00~22:00

土日・祝日 9:00~21:00

●労働基準関係情報メール窓口

労働基準法などの違反が疑われる事業場の情報をメールで受け付けています。

[URL]https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/mail_madoguchi.html

(5) キャンペーンの趣旨等について周知・啓発を行います

使用者等へのリーフレットの配布、広報誌、ホームページの活用により、キャンペーンの趣旨等について広く県民の皆様へ周知を図ります。

(6) 「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します。

有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族にもご登壇をいただき、過労死等を防止することの重要性について国民の関心と理解を深めるため、過労死等防止対策推進シンポジウムを開催します。

[実施日] 令和6年11月21日(木) 13:00~15:50

[場所] 徳島大学 地域連携プラザ2階 けやきホール

(詳細は令和6年9月30日の発表文「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します。」及び添付3のリーフレットをご覧ください。)

(7) 「過重労働解消のためのセミナー」を開催します。【委託事業】

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、10月~1月までの間、会場又はオンライン開催により「過重労働解消のためのセミナー」を実施します。(無料でどなたでも参加できます。)

(詳細は、添付4のリーフレットをご覧ください。)

[専用ホームページ] <https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou>